

建築物移動等円滑化基準チェックシート1の2 (宿泊施設用) 【条例別表第1に掲げる建築物(宿泊施設)】

令：バリアフリー令(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令 令和2年12月9日政令第345号)  
条例：練馬区福祉のまちづくり推進条例(令和5年10月1日施行)

Table with 2 columns: 移動等円滑化経路とは? (令第18条第1項) and 1 道等から利用居室までの経路(一部の建築物(※1)は地上階とその直上・直下階のみ利用居室がある場合の上下の移動経路を除く) 2 利用居室(利用居室がない場合は道等)から車椅子使用者用便房までの経路 3 車椅子使用者用駐車施設から利用居室(利用居室がない場合は道等)までの経路 4 一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、他方の側の道等までの経路(当該公共用歩廊または敷地にある部分のみ)

Table with 2 columns: 宿泊者特定経路とは? (条例第38条の2第1項) and 1 道等から一般客室までの経路(※2) 2 車椅子使用者用駐車施設から一般客室までの経路(※2)

- 車椅子使用者用客室は、利用居室であり、当該客室までの経路は移動等円滑化経路
・車椅子使用者用客室までの経路(移動等円滑化経路)⇒チェックシート1「建築物移動等円滑化基準(移動等円滑化経路)」表
・車椅子使用者用客室⇒チェックシート1の2「車椅子使用者用客室」表

Table titled '建築物移動等円滑化基準(一般義務基準)'. It details requirements for wheelchair user rooms, including entrance width (85cm), toilet facilities, and ramps. Includes a legend for symbols like '○:適合'.

- 一般客室(※6)は、利用居室ではないため、当該客室までの経路は宿泊者特定経路
・一般客室までの経路(宿泊者特定経路)⇒チェックシート1の2「宿泊者特定経路を構成する建築物特定施設(宿泊者特定経路)」表
・一般客室⇒チェックシート1の2「一般客室」表

Table titled '宿泊者特定経路の付加する事項'. It lists additional requirements for guest room routes, such as ramp specifications, elevator standards, and special structures. Includes a legend for symbols like '○:適合'.

- ※1 条例第37条第2項(幼稚園、保育所、母子生活支援施設および理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋等サービス業を営む店舗)
※2 移動等円滑化経路と重なる部分は、移動等円滑化経路が優先される
※3 客室の出入口は移動等円滑化経路に該当し、条例37条第1項第一号アが適用
※4 国交省告示第1496号(腰掛便座、手すり等を適切に配置、車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されている便房)
※5 国交省告示第1495号(浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置、車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されている構造)
※6 一般客室とは、車椅子使用者用客室以外の各客室
※7 国交省「ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(追補版)(平成30年度)」

- 緩和措置
1 バリアフリー令第15条2項1号(同一階に不特定かつ多数者が利用する便所(男女別の場合はそれぞれ)が1以上ある場合)
2 バリアフリー令第15条2項2号(不特定かつ多数者が利用する車椅子使用者用浴室等(男女別の場合はそれぞれ)が1以上ある場合)
3 条例第37条第1項第4号(常時勤務する者が同乗する場合、監視カメラを設ける場合、聴覚障害者への情報伝達に係る設備がある場合はこの限りでない)

- 全ての客室までの経路は、不特定多数の者が利用するため一般義務基準適合
・全ての客室までの経路⇒チェックシート1「建築物移動等円滑化基準(一般義務基準)」表